

岩手県告示第513号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年5月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 東北建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市天下田48番地5
 - ウ 代表者の氏名 和田範美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第1572号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年5月14日付けで建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年5月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社東北水道工事
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大字平田第2地割20番1
 - ウ 代表者の氏名 富澤健夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第1880号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年4月6日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年5月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社田尻設備工業
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大字平田第2地割57番地8
 - ウ 代表者の氏名 田尻弘
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第7064号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年4月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年5月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社こずかた水道設備
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山四丁目44番13号
 - ウ 代表者の氏名 吉田一穂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第7945号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年5月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び消防施設工事業を廃

止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成21年5月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社山東建設

イ 主たる営業所の所在地 一関市狐禅寺字山田155番地

ウ 代表者の氏名 木村正和

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第70037号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年5月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成21年5月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 畑山組

イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町向田65番地

ウ 代表者の氏名 畑山隆

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第150029号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年5月14日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成21年5月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 東北建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市天下田48番地5

ウ 代表者の氏名 和田範美

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-18)第1572号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年5月14日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成21年5月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社遠藤組

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字野々田29番地5

ウ 代表者の氏名 遠藤章

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第3343号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事、造園工事及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年5月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成21年5月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社西條工務

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市広田町字泊4番地5

ウ 代表者の氏名 村上勤

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-17)第8471号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年5月11日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。